



# 第106回

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年6月21日（水）  
午前10時  
（受付開始：午前9時30分）

## 場所

福井市豊島一丁目3番1号  
**三谷ビル 11階会議室**

開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

## 目次

■ 第106回定時株主総会招集ご通知 ……	2
■ 株主総会参考書類 ……	5
<b>第1号議案</b> <b>剰余金の処分の件</b>	
<b>第2号議案</b> <b>取締役6名選任の件</b>	
<b>第3号議案</b> <b>監査役1名選任の件</b>	
<b>第4号議案</b> <b>当社株式の大量買付行為                   への対応策（買収防衛策）                   更新の件</b>	
事業報告 ……	29
連結計算書類等 ……	50
監査報告書 ……	72

---

## 社是

- ① 開拓者精神
  - ② 総合商社の目的達成
  - ③ 働きがいのある職場達成
  - ④ 私達は会社の仕事を通じて社会に貢献しよう
- 

## 行動指針

- 1. 法令を遵守し、社会良識を持って行動します。
- 2. 時代の流れに対応し、企業価値向上を図ります。
- 3. お客様の信頼や期待に応える商品・サービスを提供します。
- 4. 健全な事業活動を展開し、仕事を通じて社会に貢献します。
- 5. 働きがいのある職場を整備し、社員の活力を引き出します。

(証券コード8066)  
2023年6月6日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

株 主 各 位

福井市豊島一丁目3番1号  
**三谷商事株式会社**  
代表取締役社長 三 谷 聡

## 第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第106回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.mitani-corp.co.jp/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」(3頁)をご参照の上、2023年6月20日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月21日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)
2 場 所	福井市豊島一丁目3番1号 三谷ビル11階会議室
3 目的事項	報告事項 (1) 第106期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第106期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役6名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)更新の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席になる場合

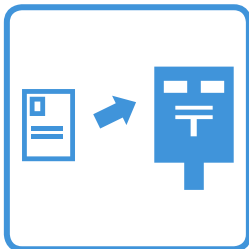


同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日時

2023年6月21日（水曜日）  
午前10時

### 株主総会にご出席にならない場合



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示の上投函  
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示  
をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月20日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合  
(パソコン又はスマートフォン)



各議案に対する賛否をご入力  
行使方法につきましては、4頁をお読みください。  
議決権行使書面とインターネット等の双方により重複して議決権を行使され  
た場合はインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせ  
ていただきます。  
インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後  
に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年6月20日（火曜日）  
午後5時30分入力分まで

### ご注意

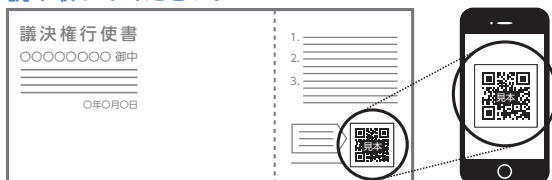
1. 当日ご出席の場合は、郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
3. インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

# インターネット等による議決権行使について

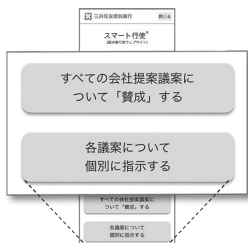
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

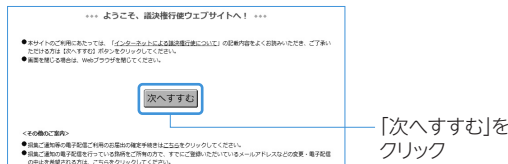
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

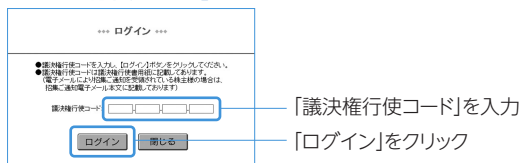
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイトへ <https://www.web54.net>

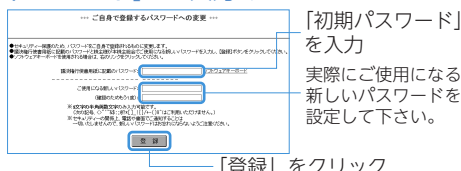
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

- 1 証券会社に口座をお持ちの株主様  
株主様の口座のある証券会社にお問い合わせください。
- 2 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)  
三井住友信託銀行 証券代行部  
☎ 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社の利益配分に関する基本方針は、中長期的な観点から安定的に配当できることを基本とし、将来のM&Aによる事業展開や業績の状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、上記方針及び諸般の状況を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき……………金22円 総額……………金2,010,043,838円 これにより、中間配当金（1株につき金18円）と合わせまして、年間配当金は1株につき金40円となります。
剰余金の配当が効力を生ずる日	2023年6月22日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、現在の取締役全員（6名）の任期が満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会 出席率
1	み たに 三谷 聡	あきら 再任	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	み たに そう いち ろう 三谷聡一郎	再任	常務取締役 財務部長	100% (13回/13回)
3	すが はら 菅原 實	みのる 再任	取締役 菅原工芸硝子(株)代表取締役会長 (株)九十九里自動車教習所代表取締役会長	92% (12回/13回)
4	さ の とし かず 佐野 俊和	再任 社外 独立	取締役 コマツサービスエース(株)代表取締役社長 福井鐵工(株)代表取締役会長	100% (13回/13回)
5	わた なべ たか つぐ 渡辺 崇嗣	再任	取締役 (株)駒屋代表取締役社長	100% (13回/13回)
6	ふじ た とも ぞう 藤田 知三	再任 社外 独立	取締役 財団医療法人藤田記念病院院長	100% (13回/13回)

候補者  
番号

1

み たに あきら  
三谷 聡

再任

生年月日  
1962年8月28日生

所有する当社の  
株式数  
3,257,000株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 2月 当社取締役  
1989年 2月 当社専務取締役  
1989年11月 当社取締役副社長  
1994年12月 三谷セキサン(株)代表取締役社長  
1995年 1月 当社取締役  
1998年 6月 当社代表取締役社長（現在）

#### 取締役候補者とした理由

1998年より当社の代表取締役社長を務めており、豊富な実績と幅広い見識を有し、今後も当社グループの持続的な企業価値の向上が期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者  
番号

2

み たに そう いち ろう  
三谷聡一郎

再任

生年月日  
1992年11月23日生

所有する当社の  
株式数  
17,000株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年 4月 富士ゼロックス(株)入社  
2018年 4月 当社に入社  
2018年 4月 当社顧問  
2018年 6月 当社取締役建材事業部長 北陸地区担当  
2019年 6月 当社取締役エネルギー本部 中日本エネルギー事業部長  
2020年 6月 当社常務取締役財務部長（現在）

#### 取締役候補者とした理由

当社入社以来、建材事業部長、中日本エネルギー事業部長を歴任し、強いリーダーシップと推進力を発揮して成果を上げ、今後も当社グループの企業価値の向上が期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。



候補者  
番号

3

すが はら  
**菅原 實**

再任

生年月日  
1940年1月17日生

所有する当社の  
株式数  
40,000株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1965年 3月 菅原工芸硝子(株)取締役千葉工場長  
1992年 6月 当社取締役（現在）  
1995年10月 (株)九十九里自動車教習所代表取締役（現在）  
1997年 3月 菅原工芸硝子(株)代表取締役社長  
2012年10月 同社代表取締役会長（現在）

(重要な兼職の状況)  
菅原工芸硝子(株) 代表取締役会長  
(株)九十九里自動車教習所 代表取締役会長

**取締役候補者とした理由**

経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、今後も公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただけることが期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者  
番号

4

さ の とし かず  
**佐野 俊和**

再任

社外

独立

生年月日  
1962年6月7日生

所有する当社の  
株式数  
0株

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1992年 3月 コマツ福井(株)（現コマツサービスエース(株)）専務取締役  
2001年 5月 同社代表取締役社長（現在）  
2006年 6月 当社取締役（現在）  
2010年 6月 福井小松フォークリフト(株)（現コマツサービスエース(株)）代表取締役社長  
2015年 6月 福井鐵工(株)代表取締役会長（現在）

(重要な兼職の状況)  
コマツサービスエース(株) 代表取締役社長  
福井鐵工(株) 代表取締役会長

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

経営者としてのこれまでの実績と企業経営に関する高い見識を有し、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。今後も当社の株主価値・企業価値向上への貢献が期待できることから、当社の社外取締役に適任と判断したためであります。

候補者  
番号

5

わた なべ たか つぐ  
渡辺 崇嗣

再任

生年月日  
1975年8月13日生

所有する当社の  
株式数

0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年 5月 (株)駒屋代表取締役社長 (現在)

2003年 6月 三谷セキサン(株)監査役

2006年 6月 同社取締役 (現在)

2017年 6月 当社取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

(株)駒屋 代表取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な実績と幅広い見識を有し、今後も経営全般について助言をいただけることが期待できることから、当社の取締役に適任と判断したためであります。

候補者  
番号

6

ふじ た とも ぞう  
藤田 知三

再任

社外

独立

生年月日  
1963年2月16日生

所有する当社の  
株式数

0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4月 ふくい藤田美術館理事長 (現在)

2002年 6月 (株)福井新聞社監査役

2013年 6月 同社取締役 (現在)

2017年 6月 当社取締役 (現在)

2021年 6月 藤田記念病院院長 (現在)

(重要な兼職の状況)

財団医療法人藤田記念病院 院長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

院長として経営に関する専門的な知識等を有し、当社取締役会において積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。今後も当社グループ経営の監督及び助言が期待できることから、当社の社外取締役に適任と判断したためであります。

- (注) 1. 当社は、菅原工芸硝子(株)、コマツサービスエース(株)及び福井鐵工(株)と取引関係があります。
2. 佐野俊和氏及び藤田知三氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 佐野俊和氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって17年であります。
4. 藤田知三氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年であります。
5. 当社は、菅原實氏、佐野俊和氏、渡辺崇嗣氏及び藤田知三氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役になされた場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役橋本征康氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は次のとおりであります。

はしもと せいこう  
橋本 征康

再任

社外

独立

生年月日  
1942年10月13日生

### 略歴、地位および重要な兼職の状況

所有する当社の  
株式数

0株

1966年 4月 福井県立羽水高校赴任  
1981年 4月 福井県教育委員会の指導主事として、福井運動公園指導課転任  
1992年 4月 福井県立藤島高校転任  
2004年 3月 福井県立藤島高校定年退職  
2019年 6月 当社監査役（現在）

### 社外監査役候補者とした理由

長年教育者として培ってきた豊富な経験と見識を有しており、監査体制の強化を期待することができることから、当社の社外監査役に適任と判断したためであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 橋本征康氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。
3. 橋本征康氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、橋本征康氏との間で会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、橋本征康氏が当社監査役に再任された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 第4号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2020年5月28日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為への対応策（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年6月26日開催の当社第103回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされておりま

す。当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2023年5月23日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決定いたしました。なお、昨今の買収防衛策の発動事例に関する裁判例を踏まえ、大量買付者等の該当性の定めおよび対抗措置に係る新株予約権の取得条項の追加の定め等につき、旧プランを一部修正しております。つきましては、当社定款第42条第1項の定めに基づき、本更新につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本議案によるご承認の決議は、下記II2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく、当社定款第43条第1項の決議でもあります。

### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（詳細につきましては、II 2.（6）イ. ①ないし⑥をご参照ください。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、

前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かについて、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいて判断できるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要かつ十分な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本更新の必要性について

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして適当でない者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

1において述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、必要な情報や時間を確保した上で、当社取締役会から株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

### 2. 本プランの内容

#### (1) 本プランの概要

##### イ. 本プランの趣旨

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を

行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間(II 2. (4)において定義されます。)が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくように要請するものです。

#### □. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、③対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、独立委員会規則(概要につきましては、別紙1をご参照ください。)に基づき、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。(本更新時における独立委員会委員の氏名およびその略歴につきましては、別紙2をご参照ください。)

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施につき速やかに決議を行うものとします。

本プランは、当社取締役会の決議に先立ち独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

なお、当社取締役会が諮問する、対抗措置としての新株予約権無償割当ての具体的内容につきましてはII 2. (9)をご参照ください。

#### (2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合(以下「大量買付行為」といいます。)を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等[1]に関する大量買付者の株券等保有割合[2]が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得[3]
- ② 当社が発行者である株券等[4]に関する大量買付者の株券等所有割合[5]とその特別関係者[6]の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得[7]
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の

株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）と当該株券等の共同所有者に該当することとなる行為[8]、または当該大量買付者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係[9]を樹立するあらゆる行為[10]（但し、当社が発行者である株券等につき当該大量買付者と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本議案において同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大量買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大量買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、大量買付者の共同所有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同所有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- [3] 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を取得することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- [4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。
- [5] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本議案において同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同所有者および(ii)契約金融機関等は、大量買付者の特別関係者とみなします。以下本議案において同じとします。
- [7] 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- [8] 当該大量買付者が当該他の株主との間で行う株券等の取得もしくは譲渡または当社の株主としての議決権その他の権利の行使に関する合意その他金融商品取引法第27条の23第5項および同条第6項に係る共同所有者に該当することとなる行為の一切をいいます。
- [9] 当該大量買付者と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大量買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。
- [10] 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断に当たっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### (3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言を含む書面（大量買付者の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、大量買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大量買付行為の概要を明示していただきます。



当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（大量買付者が当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報のリストを含みます。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、本必要情報等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者および大量買付者のグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。以下同じとします。）の詳細（大量買付者および大量買付者のグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付者が保有する当社の発行する全ての有価証券、過去60日間において大量買付者が行った当社有価証券に係る全ての取引の状況（取引の性質、価格、取引の場所および方法、取引の相手方を含みます。）および当社有価証券に関して大量買付者が締結した全ての契約、取決めおよび合意（口頭によるものも含み、またその履行可能性を問いません。）
- ③ 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株式の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ④ 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容
- ⑤ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑦ 当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑧ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。なお、当社取締役会は、本プランに定める手続きの迅速な運営を図る観点から、必要に

応じて、大量買付者の回答に期限を設定する場合があります。

当社取締役会は、大量買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

当社取締役会または独立委員会が本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、当社取締役会は、直ちにその旨を開示いたします。

#### (4) 取締役会による意見、代替案等の提示

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会において対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かについて決議が行われた後のみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施または不実施に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断し

た情報を除き、情報開示を行います。

#### (5) 独立委員会による評価、検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

#### (6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置としての新株予約権無償割当ての不実施を勧告します。

但し、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、独立委員会は、対抗措置である新株予約権無償割当ての実施を勧告し、または対抗措置である新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会に諮るべきであると勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大量買付行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次のa. ないしd. までの掲げる行為等により当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
  - a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 会社の資産を大量買付者や大量買付者のグループ等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分

させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- ② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
- ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
- ④ 大量買付行為の条件（取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社グループの従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適当な大量買付行為である場合
- ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

当社取締役会は、当該大量買付行為が以上の類型に該当すると認められる場合には、当該大量買付行為に反対しこれを中止することを求めるか否かにつき、独立委員会の勧告を経た上で株主総会において株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

#### ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合

大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合で、当社取締役会がその是正を書面により要請した後5営業日以内に是正がなされない場合には、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施させるべきでないことが明白である場合その他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

#### (7) 当社取締役会による決議および株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議または株主総会招集の決議その他必要な決議等を行うものとします。当該新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施の決議、または株主総会の開催および基準日を定める決議がなされた場合には、取締役会評価

期間は、取締役会評価期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合、または独立委員会から新株予約権無償割当ての実施の勧告を受けた上で当社取締役会が株主総会にこれを諮るべきと判断した場合には、株主総会招集の決議を行い、当該決議の日より最長60日以内に当社株主総会を開催し、新株予約権無償割当てを実施するか否かについてお諮りすることとします。

当該株主総会の招集に際しては、当社取締役会は、大量買付者および大量買付者のグループが提供した本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付いたします。

### (8) 新株予約権無償割当ての中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと当社取締役会または独立委員会が判断した場合、③その他新株予約権無償割当てを実施すべき旨の独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置としての新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことができるものとします。ただし、当社取締役会は、新株予約権無償割当ての中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切に開示します。

上記②の場合には、原則として、従前の本必要情報を前提とする大量買付行為について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の本必要情報を前提とする大量買付行為について、変更前とは別個の大量買付行為として本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

### (9) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大量買付行為に対する対抗措置は、新株予約権無償割当てとします。大量買付行為に対する対抗措置として実施する新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

#### ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が前記イ. の割当ての基準日として定めた日における当社発行可

能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

#### ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会または株主総会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 大量買付者または大量買付者のグループに属する者。
- ② 外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チに従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。
- ③ 大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

#### ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会または株主総会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会または株主総会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

#### チ. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。  
(A)大量買付者または大量買付者のグループに属する者  
(B)取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- ③ 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項(B)に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会の定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ④ 当社は、取得日をもって、以下に掲げる者が有する新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、同数の新株予約権でその行使に一定の制約[11]が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として交付することができる。  
(A)大量買付者または大量買付者のグループに属する者  
(B)取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- ⑤ ①ないし④のほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。なお、大量買付者または大量買付者のグループに属する者が有する新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付を行わない。

[11]次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大量買付者または大量買付者のグループに属する者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回る範囲内でのみ行使することができます。

- (i) 大量買付者または大量買付者のグループに属する者が大量買付行為等を中止または撤回し、かつ、その後大量買付行為等を実施しないことを誓約した場合であること。
- (ii) (a)大量買付者の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては大量買付者やその共同保有者以外の者

についても当該大量買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、これらの者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。)として当社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、または、(b)大量買付者の株券等保有割合として当社が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大量買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式等を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大量買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%または当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

### 3. 株主・投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 本更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本更新時点においては、対抗措置としての新株予約権無償割当ては実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することがあります。この場合、当社取締役会決議または株主総会決議において定める割当日現在の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられ、かかる株主の皆様は、新株予約権無償割当ての割当日において当然に新株予約権者となりますので、申込みの手續等は不要です。新株予約権無償割当ての仕組上、当社株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、本プランに違反した大量買付者および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者については、法的権利または経済的権利において損失を被る場合があります。

当社取締役会または株主総会が対抗措置として新株予約権無償割当ての実施を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として一株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、一株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### (3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続

当社取締役会または株主総会において、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の株主名簿に記録された株主の皆様は、その有する当社株式1株につき1個の新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象の株主の皆様は、当該新株予約権無償割当ての割当日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。



なお、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、対抗措置の発動に関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該通知の内容をご確認ください。

#### 4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 5. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2023年5月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者（(i) および (ii) についてはその補欠者を含む。）の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、選任の際の当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会による諮問を受けた場合には、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か
  - ②対抗措置の発動または不発動（対抗措置を発動するか否かについての株主総会への付議の実施を含む。）
  - ③対抗措置の中止またはそれらに類する事項
  - ④取締役会評価期間の延長
  - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ①本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
  - ②本プランの対象となる大量買付者等の該当性の判断
  - ③大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期

### 限の決定

- ④大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
  - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑥本プランの修正または変更の承認
  - ⑦その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
  - ・ 独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員の略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

佐野俊和（さの としかず）

## 【略歴】

- 1962年 6月生
- 1992年 3月 コマツ福井(株)（現コマツサービスエース(株)）専務取締役
- 2001年 5月 同社代表取締役社長（現在）
- 2006年 6月 当社取締役（現在）
- 2010年 6月 福井小松フォークリフト(株)  
（現コマツサービスエース(株)）代表取締役社長
- 2015年 6月 福井鐵工(株)代表取締役会長（現在）

佐野俊和氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

同氏が代表取締役社長を務めるコマツサービスエース(株)および、同氏が代表取締役会長を務める福井鐵工(株)と当社とは取引関係がありますが、当該取引は不定期かつ僅少であります。

藤田知三（ふじた ともぞう）

## 【略歴】

- 1963年 2月生
- 1998年 4月 ふくい藤田美術館理事長（現在）
- 2002年 6月 (株)福井新聞社監査役
- 2013年 6月 同社取締役（現在）
- 2017年 6月 当社取締役（現在）
- 2021年 6月 藤田記念病院院長（現在）

藤田知三氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

橋本征康（はしもと せいこう）

【略 歴】

1942年10月生

1966年 4月 福井県立羽水高校赴任

1981年 4月 福井県教育委員会の指導主事として、福井運動公園指導課転任

1992年 4月 福井県立藤島高校転任

2004年 3月 福井県立藤島高校定年退職

2019年 6月 当社監査役（現在）

橋本征康氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役であり、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

#### ■ 全般的な事業の概況

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,202億81百万円（前期比7.0%増）となりました。売上高の増加要因としましては、前期に比べて石油製品の価格が上昇したこと、海外事業の売上が円安の影響などもあり増加したこと、建設資材の販売や Gondra 事業が好調であったことなどがありました。

営業利益につきましては、216億74百万円（前期比4.5%増）となりました。

増加要因としましては、Gondra 事業について高層マンションの改修が増加し好調であったこと、セメント、生コンなどの建設資材の販売が北関東地区での大型倉庫需要などがあり好調であったこと、風力発電事業において今期は風車の停止を伴う修繕が少なく稼働率が改善したこと、カーディーラー事業において新車の供給が増え販売が好調であったことなどがありました。

減少要因としましては、ケーブルテレビ事業で既存インフラの同軸ケーブル網を光ファイバーケーブル網へ転換する F T T H 化(Fiber To The Home)に伴い費用が増加したこと、ODA 商社事業において複数の案件の完了が来期以降へ延期になったこと、年金資産の運用利回り低下により退職給付費用が増加したこと、ガソリンスタンド事業において仕入価格の転嫁が進まなかったことなどがありました。以上のことにより、営業利益は増益となりました。

営業外損益におきましては、持分法による投資利益が増加したことなどの増加要因がありました。以上のことにより、経常利益は243億47百万円（前期比7.3%増）となりました。

この結果、税金等調整前当期純利益は239億14百万円（前期比10.4%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は148億64百万円（前期比13.7%増）となりました。

#### セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

##### 〔情報システム関連事業〕

情報システム関連事業におきましては、売上高は254億91百万円（前期比2.7%増）となり、営業利益は38億9百万円（前期比3.5%減）となりました。

売上高、営業利益につきましては、自治体向けの上下水道関連の自社パッケージシステムや法人向け P C の販売が好調であったことによる増加もありましたが、年金資産の運用利回り低下により退職給付費用が増加したこと、学校向け案件の販売が一部地域で低調であったことなどによる減少があり、減益となりました。

### 〔企業サプライ関連事業〕

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は1,622億57百万円（前期比8.7%増）となり、営業利益は174億88百万円（前期比8.9%増）となりました。

売上高につきましては、前期に比べて石油製品の価格が上昇したこと、海外事業の売上が円安の影響などもあり増加したこと、建設資材の販売やゴンドラ事業が好調であったことなどにより増加となりました。

営業利益につきましては、増加要因としてゴンドラ事業について高層マンションの改修が増加し好調であったこと、セメント、生コンなどの建設資材の販売が北関東地区での大型倉庫需要などがあり好調であったこと、風力発電事業において今回は風車の停止を伴う修繕が少なく稼働率が改善したことなどがありました。減少要因としましては、ODA商社事業において複数の案件の完了が来期以降へ延期になったことなどがありました。以上のことにより、営業利益は増益となりました。

### 〔生活・地域サービス関連事業〕

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は1,325億32百万円（前期比5.8%増）となり、営業利益は27億44百万円（前期比10.1%減）となりました。

売上高につきましては、前期に比べて石油製品の価格が上昇したことにより増加しました。

営業利益につきましては、カーディーラー事業において新車の販売が好調であったことなどによる増加もありましたが、ケーブルテレビ事業で既存インフラの同軸ケーブル網を光ファイバーケーブル網へ転換するF T T H化(Fiber To The Home)に伴い費用が増加したこと、ガソリンスタンド事業において仕入価格の転嫁が進まなかったことなどによる減少があり、減益となりました。

### セグメント別の売上高

部門	項目	第105期 (2021/4~2022/3)	第106期 (2022/4~2023/3)
		金額	金額
		百万円	百万円
	情報システム関連事業	24,826	25,491
	企業サプライ関連事業	149,228	162,257
	生活・地域サービス関連事業	125,296	132,532
	合計	299,350	320,281

## 2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 3. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は46億76百万円であります。主なものといたしましては、ケーブルテレビ事業の伝送路の新設や更新、ゴンドラ事業の設備補強、また生コンクリート製造設備やガソリンスタンド給油設備の増強等を行いました。

## 4. 財産及び損益の状況の推移

区分	期別	第103期	第104期	第105期	第106期
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	(百万円)	412,598	396,973	299,350	320,281
経常利益	(百万円)	20,138	22,692	22,688	24,347
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,440	12,451	13,076	14,864
1株当たり当期純利益	(円)	421.13	128.37	139.45	165.61
純資産	(百万円)	147,466	154,136	156,134	169,334
総資産	(百万円)	231,999	243,543	250,299	270,961

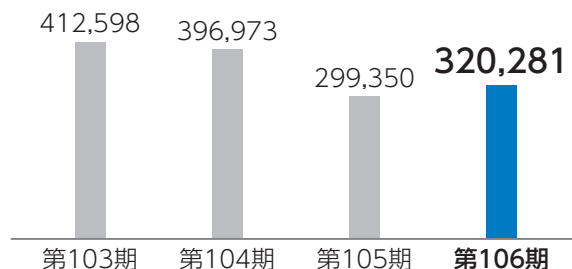
- (注) 1. 第105期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第105期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第104期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。



ご参考

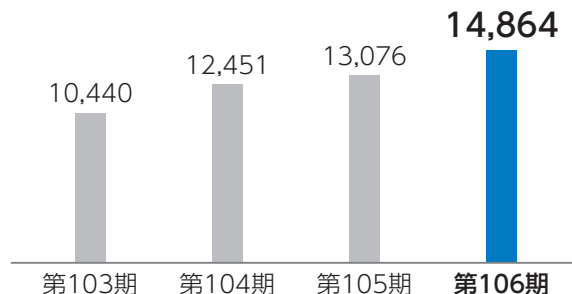
## ■ 売上高

(百万円)



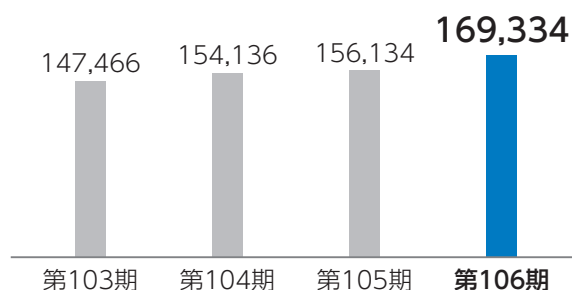
## ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



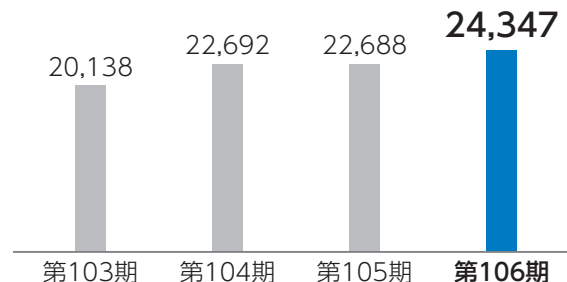
## ■ 純資産

(百万円)



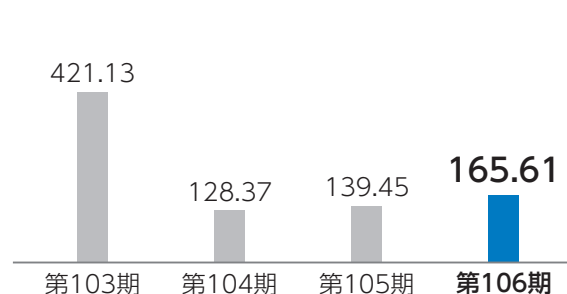
## ■ 経常利益

(百万円)



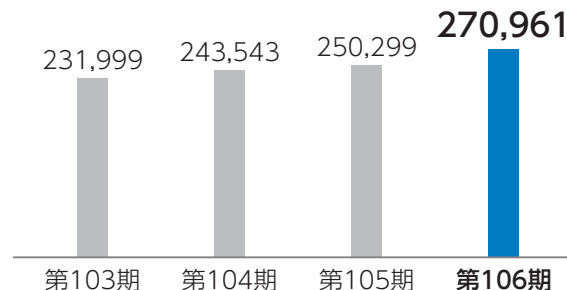
## ■ 1株当たり当期純利益

(円)



## ■ 総資産

(百万円)



(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第104期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

## 5. 対処すべき課題

現在の課題として、国内だけでなくグローバルで時代の流れに合わせて成長してゆけるように、事業のポートフォリオの変革に取り組んでいます。

投資する地域については、海外では環太平洋地域を中心に、人口やGDPが伸びている東南アジアや北米、豪州を対象にしています。また日本では東京のような人口やサービス業が集中する大都市部、また本社があり地縁のある北陸地区を主に考えています。

投資する事業については、自分たちが事業内容を理解でき、自分たちが運営できそうな事業を中心に投資利回りも考慮しながら決定しておりますが、キーワードは、①競争する上で優位性を持った事業、②業界の勝ち組企業、③グローバルでの事業、④東京など大都市部でのサービス業、⑤勝ち組コア事業の補強、⑥地元北陸地区での事業、⑦IT関連ではインターネットを使ったサービス事業やパッケージソフト事業などです。

投資を実行した後にその事業が生み出す付加価値を増やしてゆくことが重要と考え、そのために現状の付加価値（総利益など）を分析し増やすための戦略を考え、PDCAサイクルを回してゆく取り組みを始めました。

また、現状に満足せず伸びてゆこうとする資質やリーダーシップ、語学力などを備えたグローバルで活躍できる人材の数を増やしてゆきます。外部からも必要な人材をスカウトします。

今期の投資は80億89百万円でした。既存事業の投資については、ケーブルテレビ事業でのFTTH化投資を中心として、ゴンドラ事業などを主なものとして投資しました。また新規事業については、マレーシアで自動車用タイヤの卸売り販売会社を買収しました。

純資産1,693億円のうち、事業に使われている金額（EV※注）は776億円で、そこから生み出された経常利益額は243億円となり、利回りは31%（243億円÷776億円）でした。また、海外事業のEVは98億円となりEV全体に占める比率は13%（98億円÷776億円）となりました。今後も外貨を獲得できる海外の比率を高めてゆきます。また実質現預金は、917億円（現預金1,003億円－借入金86億円）で、現在日本の金利は0%程度なので、利益を生み出しておらず、その活用が課題です。活用方法としては、①事業への投資、②株主還元（配当や自己株取得など）、③財務の安定化などを考えています。

（※注）EV＝純資産＋借入金－現預金

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三谷コンピュータ株式会社	百万円 112	% 93	ソフトウェアパッケージ開発
日本ビソー株式会社	175	65	ゴンドラ機械の製造・販売・レンタル
フェニックスリース株式会社	50	100	リース事業
福井ケーブルテレビ株式会社	600	36	ケーブルテレビ事業
鶴見石油株式会社	45	100	石油製品の販売
クリーンガス福井株式会社	10	100	ガス及び住宅設備機器の販売
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	30	67	風力発電事業
株式会社シリウス	87	99	医療機器、機材の販売

(注) 1. 上記の当社の出資比率には間接所有分は含まれておりません。間接所有しております会社及び出資比率は次のとおりであります。

三谷コンピュータ株式会社1%、福井ケーブルテレビ株式会社10%、株式会社シリウス1%

2. 福井ケーブルテレビ株式会社は支配力基準により連結の範囲に含めております。

3. 連結子会社は116社であり、また持分法適用会社は三谷セキサン株式会社であります。

## 7. 主要な事業内容

部門	主要な事業内容
情報システム関連事業	ソリューション開発、ソフトウェアプロダクト開発、画像システム開発、ハードウェア・ネットワーク保守サービス等
企業サプライ関連事業	各種建設資材、石油製品、ゴンドラ、リース事業、風力発電、プラスチック製品加工・販売、スパイス加工販売、医療機器・機材販売等
生活・地域サービス関連事業	ケーブルテレビ、インターネット、介護事業、カーディーラー、生コンクリート、ガソリンスタンド、LPガス等

## 8. 主要な拠点

当 社	福井本社	福井市豊島一丁目3番1号 (三谷ビル)
	東京本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 (丸の内北口ビルディング2階)
	事業部	建材 (東京都千代田区)、エネルギー (東京都千代田区)、情報システム (福井市)
	支社	北陸 (福井市)、東京、関西 (大阪市)、中部 (名古屋市)、北関東 (さいたま市)、東北 (仙台市)
	支店・営業所	福井、嶺南 (福井県)、金沢、富山、東京、横浜、千葉、北関東第一 (埼玉県)、北関東第二 (群馬県)、茨城、宇都宮、信越 (長野県)、新潟、大阪、神戸、京都、福知山、和歌山、田辺、奈良、滋賀、長浜、徳島、四国 (香川県)、名古屋、岐阜、東濃 (岐阜県)、静岡、浜松、三島、山梨、三重、豊橋、豊田、仙台、青森、札幌、福島、白河、広島、福岡、鹿児島
三谷コンピュータ株式会社	本社	福井県坂井市
日本ビソー株式会社	本社	東京都港区
	工場	長崎県西彼杵郡
フェニックスリース株式会社	本社	福井市
福井ケーブルテレビ株式会社	本社	福井市
鶴見石油株式会社	本社	横浜市
クリーンガス福井株式会社	本社	福井市
株式会社ウィンド・パワー・いばらき	本社	茨城県神栖市
株式会社ウィンド・パワー	本社	茨城県神栖市
睦栄風力発電株式会社	本社	青森県上北郡
Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.	本社	シンガポール
Dama Trading Pte.Ltd.	本社工場	シンガポール
Son Ha Spice & Flavorings Co., LTD.	本社工場	ベトナム

## 9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,056名 (1,195名)	59名増 (14名減)

(注) 上記従業員は、正社員であり、契約社員は ( ) 内に外数で記載しております。

## 2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 132,000,000株
2. 発行済株式の総数 120,008,548株
3. 当事業年度末の株主数 2,146名
4. 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
三 谷 セ キ サ ン 株 式 会 社	13,370	14.63
一 般 財 団 法 人 三 谷 進 一 育 英 会	8,997	9.85
三 谷 土 地 ホ ー ム 株 式 会 社	7,572	8.29
三 親 会	6,756	7.39
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,974	4.35
三 谷 宏 治	3,540	3.87
三 谷 聡	3,257	3.56
三 谷 滋 子	2,830	3.10
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	2,797	3.06
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	2,332	2.55

(注) 持株比率は、自己株式（28,642千株）を控除して計算しております。

### 3 新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

2014年6月13日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の発行価額 1株当たり517円

新株予約権の行使価額 1株当たり1円

新株予約権の行使条件 新株予約権者は、割当から権利行使時まで継続して当社の取締役であることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、死亡時から1年間に限り、相続人で定められた者がこれを行行使することができるものとする。

新株予約権の行使期間 2014年7月2日～2044年7月1日

当社役員の保有の状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数 (新株予約権1個につき100株)	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	344個	普通株式34,400株	1人

## 4 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三谷 聡	情報システム事業部長	
常務取締役	三谷聡一郎	財務部長	
取締役	菅原 實		菅原工芸硝子(株)代表取締役会長 (株)九十九里自動車教習所代表取締役会長
取締役	佐野俊和		コマツサービスエース(株)代表取締役社長 福井鐵工(株)代表取締役会長
取締役	渡辺崇嗣		(株)駒屋代表取締役社長
取締役	藤田知三		財団医療法人藤田記念病院院長
常勤監査役	山本克典		
監査役	勝木重三		勝木公認会計士事務所所長
監査役	橋本征康		

- (注) 1. 取締役佐野俊和氏及び藤田知三氏は社外取締役であり、また両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。監査役勝木重三氏及び橋本征康氏は社外監査役であり、また監査役橋本征康氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役勝木重三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役菅原實氏、佐野俊和氏、渡辺崇嗣氏及び藤田知三氏並びに監査役全員との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。
4. 当社は、当社の取締役及び監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険により填補されません。

## 2. 執行役員の氏名等

(※は取締役兼務者であります。)

地位	氏名	担当
※社長執行役員	三 谷 聡	情報システム事業部長
※常務執行役員	三 谷 聡一郎	財務部長
常務執行役員	柏 治 男	関西支社担当兼北陸支社担当兼中部支社担当
常務執行役員	山 岸 憲 一	北関東支社長兼東北支社長兼東京支社担当
執行役員	高 橋 明 彦	関西支社長
執行役員	西 片 宏 哉	東京支社長
執行役員	藤 岡 聡	事業開発部長
執行役員	関 口 匡 一	特命事項担当部長
執行役員	生 野 信 和	Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.社長兼 KLTグループ(3社)社長兼LFA Global Pte.Ltd.社長
執行役員	明 城 誉 昌	中部支社長
執行役員	下 村 将 徳	(株)シリウス社長

(注) 常務執行役員柏治男氏は、2023年3月31日をもって退任いたしました。

## 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値が安定し、また持続的に向上するための報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、各取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び役員退職慰労金により構成するものとしております。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。役員退職慰労金は、退任時に一括して支給する報酬とし、その金額等については、当社が定める役員退職金規程に基づき、基本報酬及び役位に応じて算定するものとしております。

当社の取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬及び役員退職慰労金により構成する固定報酬が、取締役の個人別の報酬等の額の全部を占めることとしております。

また、決定方針の決定は、2021年2月15日開催の取締役会において決議されております。



② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2002年6月25日開催の第85回定時株主総会において、報酬限度額を月額50百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の金銭報酬の額は、1982年2月25日開催の第64回定時株主総会において、報酬限度額を月額2.5百万円以内と決定しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長三谷聡が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で定められた報酬限度額の範囲内において代表取締役社長が役位、職責、在任年数に応じて当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役(うち社外取締役)	259(8)	228(6)	—	—	31(2)	7(2)
監査役(うち社外監査役)	23(6)	20(5)	—	—	2(0)	3(2)

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

## 4. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐野俊和氏は、コマツサービスエース株式会社の代表取締役社長であり、福井鐵工株式会社の代表取締役会長であります。コマツサービスエース株式会社及び福井鐵工株式会社と当社の間には石油製品や情報機器等の販売及び保守取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役佐野俊和氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回のすべてに出席し、取締役会において積極的な意見と提言を行い、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

社外取締役藤田知三氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回のすべてに出席し、取締役会において積極的な意見と提言を行い、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

社外監査役勝木重三氏は、当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会13回のうち12回に出席し、取締役会においては、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

社外監査役橋本征康氏は、当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会13回のすべてに出席し、取締役会においては、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会においては、監査意見について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
取締役会において積極的な意見と提言を行い、業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額 32百万円  
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

(注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準にあると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、その他職務の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

## 6 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員及び従業員に対して、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを求め、またこれらのコンプライアンスに係ることについて社員研修等の実施を通して周知徹底を図る。また、法令上疑義のある行為について、従業員が直接、管理担当役員に情報提供を行う体制をとることとする。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報については、法令や社内規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドライン等を制定する。

また、工場においては、環境面、労働安全衛生面、品質面を管理し、リスクの防止に取り組むこととする。

万一不測の事態が発生した場合には、対策本部を設置し担当する本部長を決め、各部門の責任者及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーにより構成するチームを組織し、迅速な対応を行い、リスクの拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

また、経営幹部会を週に1度開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、執行役員規程、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者及び責任、執行手続の詳細について定めることとする。

## 5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社企業グループの管理については、子会社管理規程に基づき、当社財務部において各子会社の管理業務を行う体制をとることとする。また、各子会社の業績については、当社において担当部門又は担当役員を定め、毎月各子会社より業績の報告を受け、当社取締役会に報告することとする。

コンプライアンスについては、担当部門又は担当役員を通して、各子会社が遵守すべき規則又は法令等の周知徹底を図り、法令遵守体制の整備に努めることとする。

リスク管理については、各子会社においてリスク管理のための規則やガイドラインを策定し、これに基づきリスク防止に努めるとともに、万一重大なリスクが発生した場合には、当社担当部門又は担当役員に報告するものとする。

各子会社には、当社取締役及び監査役を派遣するほか、当社監査室による監査を定期的に行い、業務の適正を確保するものとする。

## 6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査室所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとし、当該社員の取締役からの独立性及び監査役の当該社員に対する命令の実効性を確保するものとする。

## 7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席して意見を述べるものとする。

当社又は当社企業グループに重大な損失や問題が発生するおそれがある場合は、担当部門の責任者は、速やかに監査役に報告するものとする。

また、監査役は取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努め、これらの者は監査役の求めに応じて随時報告その他の必要な協力するものとする。

当社は、通報者保護に配慮した内部通報制度を設け、監査役への報告を行った者に対して不利な取扱いを行わないものとする。

また、監査の実効性を担保するべく、監査役の職務の執行に必要な経費は会社が負担するものとする。

## 8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する体制を整える。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

### 1. コンプライアンスに関する取組み

当社企業集団の全役職員に対して、法令、定款、社内規程及び行動指針の遵守の徹底を図り、社員研修の実施によるコンプライアンス意識の向上に努めております。なお、当事業年度内は、eラーニングによる社員研修を実施しております。

### 2. リスク管理に関する取組み

リスク管理のための規則やガイドラインに基づき、リスク管理体制を構築するとともに、内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置し、適切に運用しております。

### 3. 職務の執行の効率性の確保に関する取組み

取締役会は当事業年度中に13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正を高めるため、当社との利害関係を有しない社外取締役2名、社外監査役2名が出席しております。経営に関する重要事項について社外役員の意見等も踏まえ審議・決定し、職務執行状況を監督しており、有効に機能しております。

### 4. 監査役監査の実効性の確保に関する取組み

監査役会は当事業年度中に13回開催され、常勤監査役は取締役会、経営幹部会等の重要な会議に出席しております。監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の連携を図っており、監査の実効性を確保しております。

### 5. 業務の適正を確保するための取組み

監査室は、内部監査規程に基づき、当社の全部署及び子会社を対象に、法令遵守、財務報告の適正性、業務の有効性・効率性の視点から監査を実施し、その結果を定期的に月例会議、代表取締役社長及び監査役に報告しております。

## 8 株式会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（(3)において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様が当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとい

判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値を向上させるために、既存の事業においては、差別化、シェアアップ、コストダウンを繰り返しながら勝ち残ることを目指しております。また、国内市場や既存事業に固執せず、社是の「開拓者精神」を発揮し、海外市場や新規事業への投資にも積極的に取り組むことにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

国内の新規事業におきましては、茨城県の洋上風力発電施設15基に続き、青森県で陸上風力発電施設5基が稼働しております。ODA商社事業にも参入し、開発途上国向けに医療用機器や各種産業資材を輸出販売しております。

また、需要が増え経済成長してゆく海外での事業への取り組みも進め、グローバル化に対応する所存であります。現在はシンガポールなど複数の国でM&Aを行い、事業を運営しております。

基本的な取組みとしましては、今までの無駄のない、低コストで、効率の良い企業活動に加え、国内を含むグローバルで、時代の流れとともに成長してゆける新しい事業に投資し、事業のポートフォリオを変えて成長してゆきます。投資に対する利回りや回収も考え、また買収後の経営を重視し、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

まず、取締役会につきましては、グループの経営方針、戦略の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけており、取締役を6名体制（うち社外取締役2名）で、任期は1年としております。

また、2001年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき導入した執行役員制度を業務執行機関として位置づけており、業務執行責任の強化・明確を図っており、11名体制で、任期は1年としております。また経営幹部会を原則として毎週1回開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に議論を行い、その審議等を経て業務執行の決定を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、財務報告に係る内部統制の整備・改善を図っております。

これらの業務執行の迅速性及び機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現してまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築及びコンプライアンス体制の充実にも積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・

充実に取り組んでいく所存であります。

### 3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2020年5月28日開催の当社取締役会及び2020年6月26日開催の当社第103回定時株主総会の各決議に基づき、2017年6月15日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、及び、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当し、又はその可能性がある行為がなされ、又はなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出し



ていただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施又は新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきであることを当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことができるものとし、なお、取得条項等において、大量買付者等が有する新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わない旨の条項等は設けないこととします。

また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2020年6月26日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.mitani-corp.co.jp/release/20200527ir.pdf>) で公表している2020年5月28日付プレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の更新について」をご参照ください。

#### 4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2) に記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3) に記載した本プランも、(3) に記載したとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施又は株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類等

## 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>209,830</b>
現金及び預金	100,332
受取手形、売掛金及び契約資産	74,890
電子記録債権	10,590
リース投資資産	1,840
棚卸資産	14,510
その他	7,783
貸倒引当金	△117
<b>固定資産</b>	<b>61,130</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>39,450</b>
建物及び構築物	14,519
機械装置及び運搬具	9,822
工具、器具及び備品	2,247
土地	12,358
その他	502
<b>無形固定資産</b>	<b>3,766</b>
のれん	2,512
その他	1,253
<b>投資その他の資産</b>	<b>17,914</b>
投資有価証券	11,536
繰延税金資産	1,213
その他	5,194
貸倒引当金	△30
<b>資産合計</b>	<b>270,961</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>89,624</b>
支払手形及び買掛金	52,097
電子記録債務	8,536
短期借入金	6,069
未払法人税等	3,613
契約負債	5,057
賞与引当金	2,265
工事損失引当金	299
その他	11,685
<b>固定負債</b>	<b>12,002</b>
長期借入金	2,554
役員退職慰労引当金	916
退職給付に係る負債	1,497
資産除去債務	4,268
繰延税金負債	1,840
その他	925
<b>負債合計</b>	<b>101,627</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>145,285</b>
資本金	5,008
資本剰余金	3,682
利益剰余金	161,523
自己株式	△24,928
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,184</b>
その他有価証券評価差額金	886
為替換算調整勘定	1,155
退職給付に係る調整累計額	141
<b>新株予約権</b>	<b>17</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>21,846</b>
<b>純資産合計</b>	<b>169,334</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>270,961</b>

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

監査報告書

## 連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		320,281
売上原価		270,687
売上総利益		49,594
販売費及び一般管理費		27,919
営業利益		21,674
営業外収益		3,686
受取配当金	222	
固定資産賃貸料	410	
持分法による投資利益	992	
為替差益	550	
その他	1,510	
営業外費用		1,013
支払利息	121	
売上割引	119	
その他	772	
経常利益		24,347
特別利益		342
補助金収入	321	
その他	20	
特別損失		775
制度移行時調整金	293	
固定資産圧縮損	319	
減損損失	44	
その他	118	
税金等調整前当期純利益		23,914
法人税、住民税及び事業税		6,830
法人税等調整額		288
当期純利益		16,795
非支配株主に帰属する当期純利益		1,931
親会社株主に帰属する当期純利益		14,864

## 連結株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,008	3,609	149,895	△23,155	135,358
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△3,302	—	△3,302
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	14,864	—	14,864
自己株式の取得	—	—	—	△755	△755
連結範囲の変動	—	—	65	—	65
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	—	—	△0	△0
持分法適用会社が保有する親会社株式の増減	—	—	—	△1,017	△1,017
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	72	—	—	72
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	72	11,627	△1,773	9,926
当期末残高	5,008	3,682	161,523	△24,928	145,285

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計
<b>当期首残高</b>	855	168	49	1,072
<b>当期変動額</b>				
剰余金の配当	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	—	—	—
持分法適用会社が保有する親会社株式の増減	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	987	92	1,111
<b>当期変動額合計</b>	31	987	92	1,111
<b>当期末残高</b>	886	1,155	141	2,184

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
<b>当期首残高</b>	17	19,684	156,134
<b>当期変動額</b>			
剰余金の配当	—	—	△3,302
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	14,864
自己株式の取得	—	—	△755
連結範囲の変動	—	—	65
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	—	—	△0
持分法適用会社が保有する親会社株式の増減	—	—	△1,017
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	72
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	2,161	3,273
<b>当期変動額合計</b>	—	2,161	13,200
<b>当期末残高</b>	17	21,846	169,334

## 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 116社

主要な連結子会社名：三谷コンピュータ(株)、日本ビソー(株)、フェニックスリース(株)、福井ケーブルテレビ(株)、鶴見石油(株)、クリーンガス福井(株)、(株)ウィンド・パワー・いばらき、(株)ウィンド・パワー、(株)シリウス

#### (2) 連結の範囲の変更

当連結会計年度において、株式の取得によりHoe Guan Pin Kee Sdn. Bhd.他2社を連結の範囲に含めております。また、重要性が増したことにより(有)佐藤商店他1社を連結の範囲に含めております。

株式の売却及び清算によりアルテック福井(株)他1社を連結の範囲から除外しております。

#### (3) 連結の範囲から除外した理由

非連結子会社（福井テクノサービス(株)他34社）は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 1社 会社名：三谷セキサン(株)

#### (2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社（福井テクノサービス(株)他34社）及び関連会社（福井ガスセンター(株)他15社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Mitani Singapore Holdings Pte.Ltd.他11社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

##### その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

##### 時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）……定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。在外子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

- 工具、器具及び備品 5～15年
- ②無形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ①貸倒引当金  
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金  
従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③工事損失引当金  
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれる工事について、損失見込額を計上しております。
- ④役員退職慰労引当金  
当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異の処理方法  
数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（1年）により翌連結会計年度から費用処理しております。
- ②収益及び費用の計上基準
- ・商品及び製品の販売に係る収益認識  
商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。
  - ・工事契約及び受注制作ソフトウェアに係る収益認識  
工事契約及び受注制作ソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約及び受注制作ソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。



- ・ガス事業に係る収益認識
  - ① L P ガス販売において、検針日から決算日までの使用数量等を見積り、収益を認識しております。
- ・ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
  - ② リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- ③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
  - ① 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ④ のれんの償却方法及び償却期間
  - ① のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で償却することとしております。

#### 会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

#### 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」(前連結会計年度628百万円)及び「固定負債」の「その他」に含めておりました「繰延税金負債」(前連結会計年度1,472百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分表示しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において区分表示しておりました「賃貸資産減価償却費」(当連結会計年度97百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

#### 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

① 当連結会計年度計上金額 44百万円

② 見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの保有する固定資産について、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき適時に処理を実施しております。減損の測定に至った場合に見積ることになる回収可能価額は、事業に供している資産については正味売却価額もしくは使用価値を使用し、遊休及び休止資産については主として正味売却価額を使用しております。使用価値を算定するために利用した将来キャッシュ・フローについては、予算等社内における管理会計の計画数値を基に見積りを行っております。当社グループにおいては、減損リスクの管理として、新たな案件発生の可能性の把握と対応及び既に減損処理した案件についての定期的な回収可能価額の見直しを行っております。

事業損益の見込の悪化、新たな遊休及び休止資産の発生等があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	4,310百万円
売掛金	66,044百万円
契約資産	4,535百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産	定期預金	15百万円
	棚卸資産	967百万円
	建物及び構築物	964百万円
	機械装置及び運搬具	204百万円
	土地	1,086百万円
	投資その他の資産(その他)	66百万円
	計	3,304百万円
上記担保に対応する債務	支払手形及び買掛金	13,766百万円
	短期借入金	1,736百万円
	長期借入金	186百万円
	計	15,689百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 56,379百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 25百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 318,051百万円

2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	報告セグメント	用途	種類
神奈川県 他	生活・地域サービス関連事業	事業用資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具等

当社グループは、原則として事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを実施しており、貸貸用資産及び遊休資産については個々の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、当社及び連結子会社の事業用資産の一部について営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなり、当初予定していた収益を将来において見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に44百万円計上しております。その内訳は、建物及び構築物21百万円、機械装置及び運搬具13百万円、その他9百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないため具体的な割引率の算定は行わず、使用価値は備忘価額をもって評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行株式数の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	120,008,548株	—	—	120,008,548株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	1,653百万円	利益剰余金	18.00円	2022年3月31日	2022年6月20日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	1,649百万円	利益剰余金	18.00円	2022年9月30日	2022年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,010百万円	利益剰余金	22.00円	2023年3月31日	2023年6月22日

3. 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 34,400株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、それぞれの事業の投資計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引はリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、信用管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の信用管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案し保有状況を継続的に見直しております。

外貨預金については、財務部が経営幹部会の承認を得て行っており、実績は取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が常時資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 受取手形及び売掛金	70,355		
貸倒引当金	△37		
	70,317	70,065	△252
(2) 投資有価証券	8,095	16,653	8,558
資産計	78,412	86,718	8,306
(1) 長期借入金	2,554	2,551	△2
負債計	2,554	2,551	△2

(注)1. 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,441

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,780	—	—	2,780
資産計	2,780	—	—	2,780

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
受取手形及び売掛金	—	70,065	—	70,065
投資有価証券				
関連会社株式	13,873	—	—	13,873
資産計	13,873	70,065	—	83,938
長期借入金	—	2,551	—	2,551
負債計	—	2,551	—	2,551

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

受取手形及び売掛金

割賦売掛金を除く受取手形及び売掛金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。割賦売掛金の時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元金金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 資産除去債務に関する注記

### (1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。

### (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用期間は資産除去債務ごとに個別に使用見込期間（6年から46年）を見積り、割引率は使用見込期間に対応する国債利回りを参考に合理的と考えられる利率を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。

### (3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	4,159百万円
時の経過による調整額	3百万円
見積りの変更による増加額	105百万円
期末残高	4,268百万円

### (4) 資産除去債務の見積りの変更

当連結会計年度において、賃貸借契約に伴う原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。当該見積りの変更による増加額105百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更は、当連結会計年度末に行ったため当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	情報システム 関連事業	企業サプライ 関連事業	生活・地域 サービス 関連事業	合計
一時点で移転される財	20,589	151,402	125,308	297,299
一定の期間にわたり移転される 財又はサービス	4,901	8,643	7,205	20,751
顧客との契約から生じる収益	25,491	160,045	132,513	318,051
その他の収益	—	2,211	18	2,230
外部顧客への売上高	25,491	162,257	132,532	320,281

(注) 「その他の収益」には、リース取引により生じた収益等を含めております。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項②収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	77,345	80,946
契約資産	3,193	4,535
契約負債	3,794	5,504

契約資産は、工事契約及び受注制作ソフトウェアに関して、進捗度の測定に基づき認識した収益に係る債権のうち未請求の金額であります。契約資産は、完全に履行義務を充足した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。工事契約及び受注制作ソフトウェアに関する対価は、個々の契約ごとに定められた取引条件に従い請求を行い、回収しております。

契約負債は、主に、請負契約及び保守契約等における顧客からの前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,979百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当初に予想される契約期間が1年超の契約について、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

1年以内	7,941百万円
1年超2年以内	3,690百万円
2年超3年以内	1,276百万円
3年超	938百万円
合計	13,846百万円

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,651円48銭
- 1 株当たり当期純利益 165円61銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>147,513</b>	<b>流動負債</b>	<b>64,720</b>
現金及び預金	55,910	支払手形及び買掛金	46,650
受取手形、売掛金及び契約資産	55,093	電子記録債務	7,043
電子記録債権	9,619	関係会社短期借入金	1,150
商品及び製品	2,008	1年以内返済予定の長期借入金	200
関係会社短期貸付金	23,036	未払法人税等	2,054
その他	4,896	賞与引当金	1,190
貸倒引当金	△3,050	その他	6,432
<b>固定資産</b>	<b>27,322</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,061</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,156</b>	長期借入金	150
建物	1,676	役員退職慰労引当金	721
構築物	768	その他	1,190
機械及び装置	179	<b>負債合計</b>	<b>66,781</b>
土地	5,361	<b>純資産の部</b>	
その他	170	<b>株主資本</b>	<b>107,380</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>505</b>	<b>資本金</b>	<b>5,008</b>
ソフトウェア	320	<b>資本剰余金</b>	<b>3,330</b>
その他	185	その他資本剰余金	3,330
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,661</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>122,821</b>
投資有価証券	2,312	<b>利益準備金</b>	<b>1,252</b>
関係会社株式	11,788	<b>その他利益剰余金</b>	<b>121,569</b>
関係会社長期貸付金	1,736	配当積立金	600
その他	2,854	研究開発積立金	500
貸倒引当金	△30	別途積立金	77,900
<b>資産合計</b>	<b>174,835</b>	繰越利益剰余金	42,569
		<b>自己株式</b>	<b>△23,780</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>656</b>
		その他有価証券評価差額金	656
		<b>新株予約権</b>	<b>17</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>108,054</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>174,835</b>



## 損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		186,891
売上原価		165,710
売上総利益		21,180
販売費及び一般管理費		9,501
営業利益		11,679
営業外収益		4,234
受取利息及び配当金	2,058	
固定資産賃貸料	650	
為替差益	1,111	
その他	413	
営業外費用		598
支払利息	222	
売上割引	74	
賃貸資産減価償却費	270	
その他	31	
経常利益		15,315
特別利益		3
投資有価証券売却益	2	
その他	0	
特別損失		708
関係会社貸倒引当金繰入損	653	
減損損失	26	
その他	29	
税引前当期純利益		14,610
法人税、住民税及び事業税		3,848
法人税等調整額		364
当期純利益		10,397

## 株主資本等変動計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	5,008	—	3,330	3,330
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	5,008	—	3,330	3,330

(単位：百万円)

	株主資本					
	利益剰余金					
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
配当積立金		研究開発積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,252	600	500	77,900	35,474	115,726
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	△3,302	△3,302
当期純利益	—	—	—	—	10,397	10,397
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	7,094	7,094
当期末残高	1,252	600	500	77,900	42,569	122,821

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
<b>当期首残高</b>	△23,024	101,041	574	574	17	101,633
<b>当期変動額</b>						
剰余金の配当	－	△3,302	－	－	－	△3,302
当期純利益	－	10,397	－	－	－	10,397
自己株式の取得	△755	△755	－	－	－	△755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	81	81	－	81
<b>当期変動額合計</b>	△755	6,338	81	81	－	6,420
<b>当期末残高</b>	△23,780	107,380	656	656	17	108,054

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～50年

構 築 物 7～45年

機械及び装置 3～15年

そ の 他 5～15年

##### (2) 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率に基づく繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年)により翌事業年度から費用処理しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 商品及び製品の販売に係る収益認識

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(2) 工事契約及び受注制作ソフトウェアに係る収益認識

工事契約及び受注制作ソフトウェアについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約及び受注制作ソフトウェアについては代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) ガス事業に係る収益認識

LPガス販売において、検針日から決算日までの使用数量等を見積み、収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めておりました「電子記録債務」(前事業年度535百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分表示しております。

会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度計上額 26百万円

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

会計上の見積りに関する情報は、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務  
担保に供している資産

定期預金	15百万円
建土	13百万円
土地	134百万円

計 162百万円

上記担保に対応する債務

買掛金	13,766百万円
-----	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	5,571百万円
--	----------

3. 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権	34,936百万円
--------	-----------

長期金銭債権	1,736百万円
--------	----------

短期金銭債務	4,735百万円
--------	----------

4. 保証債務

下記の会社の仕入債務等に保証を行っております。

東京建販(株)	21百万円
---------	-------

中京建販(株)	14百万円
---------	-------

その他	5百万円
-----	------

計 41百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	76,554百万円
-----	-----------

仕入高	526百万円
-----	--------

営業取引以外の取引高	2,480百万円
------------	----------

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	28,132,775株	510,144株	－株	28,642,919株

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース取引により使用しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び未払事業税の損金不算入額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、為替差益及び前払年金費用であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ブレード通商(株)	所有 直接100.0%	-	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 短期貸付金	3,399
				利息の受取 (注1)	3	関係会社 長期貸付金	-
子会社	福井ビジネスデベロ ップメント(株)	所有 直接100.0%	-	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 短期貸付金	2,548
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	-
子会社	東アジアキャピタル (株)	所有 直接100.0%	-	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 短期貸付金	2,849
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	-
子会社	東洋アセット(株)	所有 直接100.0%	-	資金の貸付 (注1)	-	関係会社 短期貸付金	2,006
				利息の受取 (注1)	2	関係会社 長期貸付金	-
子会社	太平洋デベロップメン ト(株)	所有 直接100.0%	-	資金の貸付 (注1)	3,700	関係会社 短期貸付金	3,700
				利息の受取 (注1)	1	関係会社 長期貸付金	-
子会社	日本ビソー(株)	所有 直接65.0%	兼任3人	資金の借入 (注1、2)	15,356	関係会社 短期借入金	-
				利息の支払 (注1)	78	関係会社 長期借入金	-
子会社	三谷コンピュータ(株)	所有 直接93.3% 間接1.1%	兼任2人	資金の借入 (注1、2)	4,509	関係会社 短期借入金	-
				利息の支払 (注1)	44	関係会社 長期借入金	-
子会社	ミテネインターネッ ト(株)	所有 直接8.8% 間接77.4%	-	資金の借入 (注1、2)	2,800	関係会社 短期借入金	-
				利息の支払 (注1)	13	関係会社 長期借入金	-
子会社	福井ケーブルテレビ(株)	所有 直接35.9% 間接9.7%	兼任1人	資金の借入 (注1、2)	1,800	関係会社 短期借入金	-
				利息の支払 (注1)	8	関係会社 長期借入金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付及び借入金利につきましては、市場金利等を勘案しております。

(注) 2. 資金の借入の取引金額は、期中平均金額を記載しております。

## 2. 役員及び個人株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	コマツサービスエース (株)	—	製品等の販売 及び保守	当社取扱製 品等の販売 及び保守	16	売掛金	2
	福井鐵工(株)						

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 営業取引における価格その他の取引条件については、個別に交渉の上一般取引と同様に決定しております。

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,182円46銭
2. 1株当たり当期純利益 113円51銭

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。



## 会計監査人の監査報告書（連結）

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三谷商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書（個別）

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 石 原 鉄 也 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三谷商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書（連結・個別）

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2023年5月23日

三谷商事株式会社 監査役会

常勤監査役 山本克典 ㊞

社外監査役 勝木重三 ㊞

社外監査役 橋本征康 ㊞

以上

# 株主総会会場 ご案内図

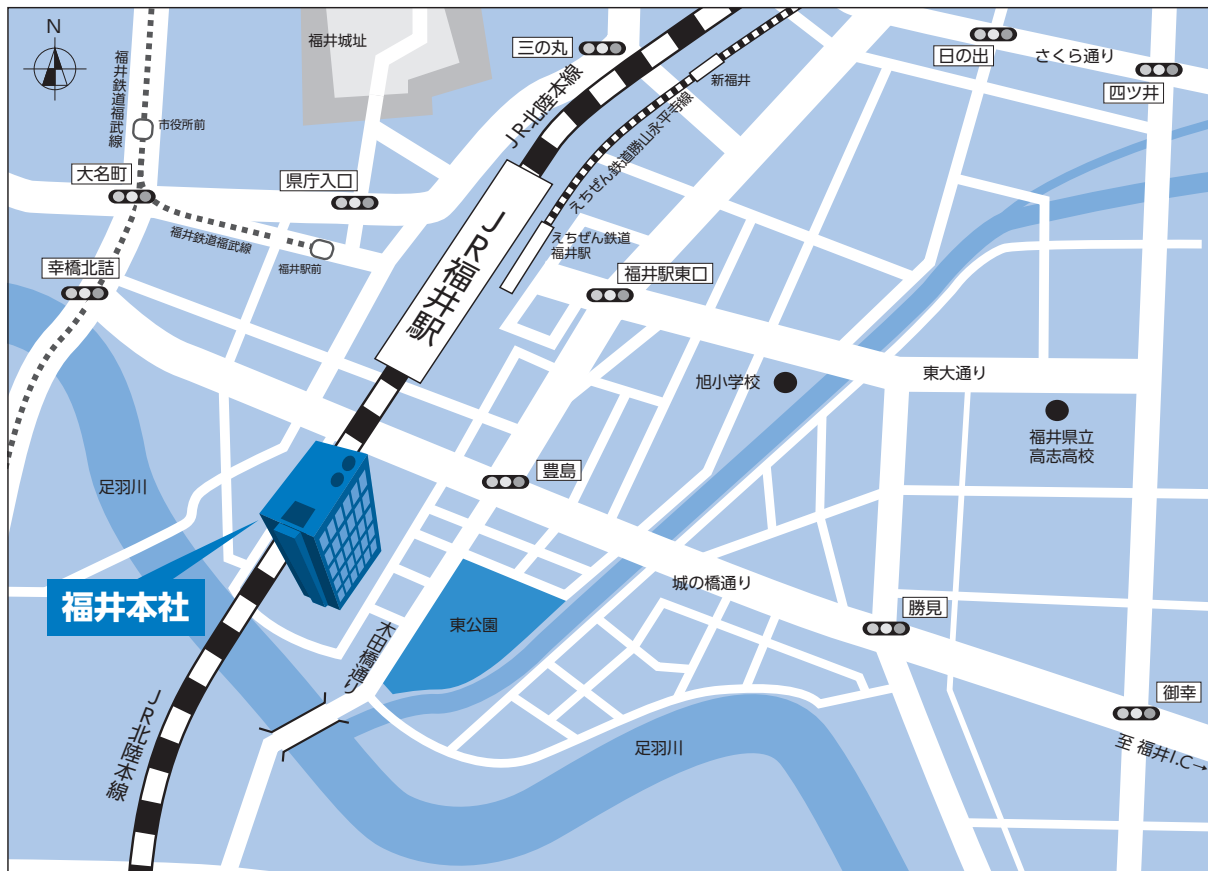
## 福井本社

福井県福井市豊島一丁目3番1号(三谷ビル)

☎(0776)20-3111(代)

### 【交通のご案内】

- 北陸自動車道 福井インターより車で15分
- JR 福井駅より徒歩10分



三谷商事株式会社

<https://www.mitani-corp.co.jp/>

